

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
勝山市	荒土町松ヶ崎	令和3年2月26日	

1 対象地区の現状

①松ヶ崎の耕地面積	9.3ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	7.5ha
③アンケート調査等に回答した地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	7.3ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	6.0ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.1ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.1 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> ・松ヶ崎在住の水稲している農家が2軒と少ない。 ・農家の高齢化進んでいることや農家に後継者がいない。 ・認定農業者のA氏に多くの農地を耕作委託しているが、A氏が高齢化しており、この先継続して松ヶ崎地区の農地を担ってくれるか不安視している。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者のA氏に農地を集約していく。
<ul style="list-style-type: none"> ・園芸作物や果樹をされている農家は、引き続き園芸作物や果樹を集落内にある道の駅に出荷していく。
<ul style="list-style-type: none"> ・ハウスで苺栽培を予定しているB法人は引き続き苺栽培を継続していく。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稲、麦	4.9 ha	水稲、麦	5 ha	松ヶ崎
認農法	B法人	苺	0.2 ha	苺	0.2 ha	松ヶ崎
認農	C	稲わら	0.3 ha	稲わら	0.3 ha	松ヶ崎
認農法	D法人	水稲	0 ha	水稲	0.5 ha	松ヶ崎
認農法	E法人	水稲	0 ha	水稲	0.5 ha	松ヶ崎
計	5人		5.4 ha		6.5 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>・これまでどおり認定農業者のA氏に農地を集約していく。</p>
<p>・今後も園芸作物や果樹をされている農家は、積極的に園芸作物や果樹を集落内にある道の駅に出荷していく。</p>